

会社をめぐるトラブルについての紛争解決サポート

A 経営権・支配権に関する紛争			
相談概要		対応例	費用の目安（税込）
①	代表取締役の解職	現代表取締役によるワンマン経営、パワハラ体質の経営によって、重要な経営判断に他の取締役が関与出来ません。先日も、将来性のない企業のM&Aを強行するなど、会社存続にかかわり兼ねない内容についての経営判断もほぼ一人の判断で行っています。代表権をなくすための方策としてはどのような方策があるでしょうか？	【取締役会決議】 取締役会及びその後の株主総会も見据えた多数派の形成・確認を踏まえ定例取締役において解職決議 【相談・スキーム構築】 11～22万円 【シナリオ構築・決議までの継続サポート】 55万円
②	取締役の解任	現経営陣の株式保有割合が30%、反対派株主70%の場合に、現取締役の解任のためにどのような手続きをとることができるでしょうか？	【株主総会】 ・取締役会において新たな代表取締役を選任のうえ、株主総会を招集。株主の多数派形成・確認のうえ解任決議 ・取締役による招集がなされない場合には、株主による株主総会の招集請求（裁判所の許可による招集）を行い、多数派形成のうえ解任決議 【相談・スキーム構築】 11～22万円 【シナリオ構築・決議までの継続サポート】 55万円～77万円 【+裁判所の許可を求める招集請求】 33万円～66万円
③	報酬減額	一応取締役会には出席する取締役がありますが、特に意見を述べることもありません。会社のキャッシュフローも厳しく、取締役の報酬を減額することは可能でしょうか？	【減額交渉】 任期中の取締役の報酬減額は一方的には不可のため、再任判断を見据えた減額交渉 【相談・スキーム構築】 11～33万円
B 取締役の法律違反行為等対応			
相談概要		対応例	費用の目安
①	善管注意義務違反 忠実義務違反	法律に違反する添加物が商品に含まれていることを知っていた取締役がありますが、私（代表取締役）に報告しないまま販売しました。商品の回収を行いましたが多額の損害が生じました。隠していた取締役には損害賠償の請求は出来るのでしょうか？	【相談】 ～11万円 【損害賠償請求】 11万円～請求額に応じた算定
②	競争取引規制違反	当社は、商材レンタル事業を行っています。取締役のうちの一人が配偶者を代表取締役にして、自分は従業員として働きながら陰で当社と同じ顧客と取引を行っているようです。顧客からの解約相談が続いたため、発覚したのですが、どのような対応が可能でしょうか。もちろん当社は承認していませんし、報告もありません。	【損害賠償請求】 配偶者が名目的な立場で実質は当該取締役が別会社を営んでいる実態があれば、競争取引規制の違反として損害賠償請求 【相談】 ～11万円 【損害賠償請求】 11万円～請求額に応じた算定
③	利益相反取引	代表取締役の配偶者が負担する金融債務について、代表取締役は高齢でもあり、会社として連帯保証したようです。取締役会の承認は不要だったのでしょうか。	●対金融機関 【無効主張】 取締役会の承認のないことを知っていたことの立証が必要。その前提での交渉 ●対代表取締役 【損害賠償請求】 会社に生じた損害についての損害賠償請求 【相談】 ～11万円 ●対金融機関 11万円～訴訟提起を要する場合には債務額に応じて算定 ●対代表取締役 11万円～請求額に応じた算定
C 手続上の瑕疵等に関する紛争			
相談概要		対応例	費用の目安
①	株主総会決議の瑕疵等	取締役選任の株主総会決議について、招集通知の発送が必要な時期になされないまま多数派株主により新たな取締役が選任されました。一方、私は取締役を解任されました。どのような対応が可能でしょうか。	【株主総会決議取消の訴え】 決議の日から3か月以内に訴えを提起 【相談】 ～11万円 【決議取消の訴え】 55万円～110万円
②	職務執行停止仮処分	株主総会決議取消の訴えを提起しましたが、判決まで相当時間がかかると思っています。その間、新たに選任された取締役が経営を行うのでしょうか。止める手段はないのでしょうか？	【取締役の職務執行停止の仮処分】 民事保全法に基づく、当該取締役の職務を一時的かつ暫定的に停止することを求めて行う仮処分の申立 【相談】 ～11万円 【仮処分の申立】 22万円～44万円